

経 済 産 業 省

20221219貿局第1号
輸出注意事項2022第32号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年12月26日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和5年1月11日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(2) (略) (3) 国際協定等による規制物資 輸出令別表第2の1、20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。 これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うものとし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。 なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は原則として承認しない。<u>ただし、輸出令別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物は、国際協定等に基づく相手国の同意が必要な場合にはその同意を前提に、有用資源として安全に再利用される等の一定の要件を満たす場合にのみ、例外的に輸出の承認を行う。</u>	2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(2) (略) (3) 国際協定等による規制物資 輸出令別表第2の1、20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。 これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うものとし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。 なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項に掲げる貨物は原則として承認しない。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
1 （略） <u>2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締約国等</u> <u>アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、韓国、キルギス、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モータニア、モリシヤス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ、欧州原子力共同体</u> <u>3～11</u> （略）	1 （略） （新設） <u>2～10</u> （略）